

## 富里市週休2日制適用工事試行要領

令和5年9月7日 制定

### (目的)

第1条 建設業では、少子高齢化を背景に技術者や技能労働者の不足が懸念され、将来の担い手確保に向けた取り組みが求められている。このため、富里市では、将来を担う若手が入職しやすい環境を整える取り組みとして、週休2日制適用工事を試行する。この要領は、適用工事の試行に関し必要な事項を定め、円滑な実施を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 週休2日制とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

2 対象期間とは、現場着手日から現場完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間等は含まない。対象期間については、契約後、受発注者で協議して定めることとする。

3 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

4 4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日の割合(以下、「現場閉所率」という。)が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

5 現場着手日とは、現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入または仮設工事等を開始する日をいう。

6 現場完成日とは、現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業がすべて完了する日をいう。

### (対象工事)

第3条 適用工事は、富里市が発注する工事(営繕関係工事は除く)

を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 現場施工が1週間未満の工事
- (2) 通年維持工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事
- (3) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事
- (4) 前各号に掲げるもののほか、適切でないと認められる工事

(積算方法)

第4条 発注者は、週休2日制の取り組みに対して、現場の閉所状況に応じて、次に掲げる経費にそれぞれ補正係数を乗じて設計変更を行うものとする。

	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04
現場管理費率	1.03	1.04	1.06

- ・ 4週6休とは、現場閉所率が21.4%以上25.0%未満をいう。
- ・ 4週7休とは、現場閉所率が25.0%以上28.5%未満をいう。
- ・ 4週8休以上とは、現場閉所率が28.5%以上をいう。

2 市場単価方式について、現場の閉所状況に応じて、別紙2に示す補正係数を乗じるものとする。

(実施方法)

第5条 発注者は、特記仕様書に適用工事である旨を別紙1のとおり記載すること。

- 2 工事契約後、受発注者間で関係者協議の有無及び協議完了予定時期、工事工程のクリティカルパス等を共有すること。
- 3 受注者は、現場着手前に、現場着手日及び現場完了日を記した工事打合せ簿により、監督職員と対象期間について協議すること。また、対象期間内における現場閉所予定日がわかる工程表等を監督職員に提出すること。

4 受注者は、工事履行報告書と併せて、チェックリスト（別紙3）を監督職員に提出すること。また、チェックリストの確認用に、現場閉所日を確認できる書類（作業日報等）を監督職員に提示すること。

受注者は、対象期間終了後速やかに、週休2日制の取り組みが確認できる工事履行報告書及びチェックリストを監督職員に提出すること。

なお、現場完成日が工期期限に近く、設計変更等の手続き期間を取れない恐れがある場合には、受発注者協議により閉所の実績を確認する日を決定するものとし、それ以降は、現場閉所日を協議により決定し、これに基づき設計変更を行うものとする。

5 工程に変更が生じた場合は、その要因と変更後の工事工程について、受発注者間で協議すること。なお、工程の変更理由が以下の（1）～（5）に示すような受注者の責によらない場合は、適正に工期の変更を行うこと。

（1）工事工程の条件に変更が生じた場合

（2）著しい悪天候により不稼働日が想定より多く発生した場合

（3）工事の一時中止により全体工程に影響が生じた場合

（4）資機材や労働需要のひっ迫により全体工程に影響が生じた場合

（5）その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

また、工期の変更を行った場合は、受注者は工事打合せ簿で再度対象期間について監督職員に協議すること。

6 地元協議等により、やむを得ず土・日曜日、祝日に作業を行う場合は、受注者は工事打合せ簿により、事前に監督職員と協議の上、振替現場閉所日を設定することとする。

（工事成績）

第6条 週休2日制を実施できなかったことによる工事成績評定点の減点はしない。

（実施の明示）

第7条 受注者は、対象期間中、週休2日制適用工事を実施している旨を、工事掲示板等公衆が見やすい場所に明示することとする。

る。

(その他)

第8条 監督職員は、この要領に定めのない事項又はこの要領に疑義を生じた事項については、受発注者協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。